

セーフティネット保証 4号・5号

1 セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。

【セーフティネット保証4号の概要】

- ・幅広い業種で影響が生じている地域（国が47都道府県を指定）
- ・一般枠とは別枠で借入債務の100%保証
（売上高が前年同月比20%以上減少等の場合）

【セーフティネット保証5号の概要】

- ・特に重大な影響が生じている業種（国が業種指定※随時追加）
- ・一般枠とは別枠(4号と同枠)で借入債務の80%保証
（売上高が前年同月比5%以上減少等の場合）

2 ご利用手続きの流れ

- ① 対象となる中小企業者の方は、防府市商工振興課において認定を行います。
- ② ご希望の金融機関、防府商工会議所、または山口県信用保証協会に認定書を持参し保証付き融資を申し込みます。

※ご利用には、別途、金融機関等による審査があります。

※詳細は防府市商工振興課のHPをご覧ください。 ⇒



4号



5号

【お問合せ先】

防府市商工振興課(寿町7-1 市役所1号館2階) ☎25-2147

防府商工会議所(八王子2丁目8-9 デザインプラザHOFU5階) ☎22-4352